

尾張北部 権利擁護支援 センター

たとえば、こんなことでお困りではありませんか？

一人暮らしの
叔母が認知症に
なっていて心配！

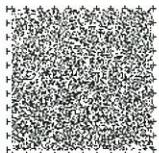
認知症の父の
通帳からお金を
出すために必要な
成年後見制度
って何？

二人暮らしの
高齢の母と
知的障害のある
弟のことが
気がかり

認知症の母が
必要のない高額な
商品をたびたび買って
しまい困っている

尾張北部権利擁護支援センターは認知症、知的障害、精神障害のある方で
日常生活を送っていくうえで不安がある方について、成年後見制度の活用により、
安心して自分らしく暮らせるよう支援しています。

スマートフォンのアプリ（Uni-Voice）を使ってこちらの音声コードを
読み取ると、この資料の内容を音声で聞くことができます。



成年後見制度とは

認知症、知的障害や精神障害のため、日常生活を送るうえでの判断能力が十分でない人です。判断能力が不十分なことで、日常的な金銭の管理ができなかったり、場合によっては、だまされたり不当な取扱いを受けたりすることもあります。また、銀行などの取引先から後見人をつけるように求められることもあります。成年後見制度はこのような方に、法的な権限をもった援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任する制度です。

※ 成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な方のための制度であり、任意後見制度は、判断能力（契約の能力）が十分あるときに、認知症になり判断能力が不十分になる場合に備えて任意後見人の契約をしておく制度です。



成年後見制度をわかりやすくご説明します

成年後見制度は、認知症になっても障害があっても、地域で安心して自分らしく暮らすために、ぜひ活用していただきたい制度です。しかし、まだまだなじみの少ない制度ですので、よくわからないという方が多くいらっしゃいます。

- どのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるのか
- 利用した方がいいのか、利用しなくてもいいのか
- どのような手続きが必要なのか
- 費用はどの程度かかるのかなど



相談について

相談
無料

秘密
厳守

当センターは、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の委託を受けて事業を実施しています。相談をお受けするのは、この地域にお住まいのご本人または親族の方、もしくは利用者がこの地域の方である事業所の方となります。他の地域の方につきましては、地域の実情に即した適切な相談を受けていただけるよう該当地域にある成年後見センターなど相談機関をご案内いたします。

まずは、気軽にご相談ください。



問合せ相談は
こちらから

電話 0568-74-5888 ファックス 0568-74-5855

電話受付時間：平日午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）
※相談にあたって、手話通訳、要約筆記その他の配慮が必要な場合は、事前にお知らせください。

相談業務

主に成年後見制度についての相談を受けています。必要に応じて、適切な相談先をご紹介します。相談はいずれも無料で、秘密は厳守します。安心してご相談ください。

相談業務

その1

電話相談

要予約

相談業務

その2

面談による相談

- 認知症のある方、知的障害のある方、精神障害のある方についての心配事についてご相談ください。
- 個別の具体的なことがらについて、より詳しくお尋ねした方がよい場合には、面談での相談をご案内いたします。
- お電話いただいたときに相談員が不在のときは、折り返し連絡しますので、連絡先をお知らせください。

お気軽にお電話ください！



相談業務

その3

要予約

巡回相談

- 毎月1回、4市町（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）を巡回して相談をお受けします。お住まいの市町以外の会場でも、ご利用いただけます。

市町	開催日	会場
小牧市	第1火曜日	小牧市ふれあいセンター2階相談室
岩倉市	第2水曜日	岩倉市ふれあいセンター3階福祉団体活動室
大口町	第3火曜日	大口町健康文化センター2階相談室
扶桑町	第4木曜日	扶桑町総合福祉センター2階相談室1



- 相談は、各会場ともに1組50分以内で、1日3組までお受けします。

① 13:30～14:20 ② 14:30～15:20 ③ 15:30～16:20

- 事前の予約が必要です。電話またはファックスでご連絡ください。
- 祝日等にあたる場合は日程変更となります。電話またはファックスでご確認ください。

相談業務以外の業務

その1 利用支援（申立て支援、後見業務支援）

成年後見制度の利用にあたって必要な家庭裁判所への申立てについて、申立書類の書き方などの助言をします。また、親族が成年後見人等になられたあとの後見業務についての相談をお受けします。さらに、他に適切な受任候補者がない場合には、当センターが法人として成年後見人等を受任します（法人後見）。

その2 講演会・研修会

● 講演会

各地で活躍される講師を招いて、地域住民を対象とした権利擁護に関する講演会を開催します。

● 住民のための成年後見制度講座

地域住民を対象に、成年後見制度の概要と活用の仕方をお伝えします。

● 行政職・福祉職のための成年後見制度研修会

行政職・福祉職者を対象とした成年後見制度の基礎知識を学ぶ研修会を開催します。

● 権利擁護支援者（サポーター）養成研修

権利擁護支援に関わる業務に携わる方などを対象として、必要な知識・スキルをお伝えします。

※ この他、民生委員、ケアマネジャー、保護者会などの集まりにおいて、依頼に応じて学習会など随時開催します。

※ 詳細については、電話等でお問い合わせくださいかホームページをご覧ください。

その3 要援護者の支援

認知症や知的障害、精神障害があり判断能力が不十分なために困難な状況にある方について、成年後見制度を活用することを検討し、地域の他の支援者とともに支援します。

その4 地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援のためには、福祉のみならず法律や医療の分野の専門職との連携が必要です。そのための地域連携ネットワークの中核機関となるべく、ネットワークづくりを進めます。



尾張北部権利擁護支援センター

権利を守り、自分らしい暮らしを地域で支える

電話 0568-74-5888 ファックス 0568-74-5855

〒485-0041 愛知県小牧市小牧 5-407 ふれあいセンター 2 階

電子メール mail@owarihokubu-kenriyougo.net

ホームページ <https://owarihokubu-kenriyougo.net>



※尾張北部権利擁護支援センターは、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町が共同して、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターに運営を委託しています。